

## 第六章

## 罰 則

## 法第六章 罰 則

## [21] 法第56条～第59条関連（罰 則）

## 罰則

第五十六条 第三十四条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十二条又は第四十六条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者は、三十万以下の罰金に処する。

第五十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第四十条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第四十五条の規定に違反した者

## Point !

## 《両罰規定》

使用人又は従業員が違反行為を犯し罰則がかけられたとしても、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科するとなっています。



■ 個人情報取扱事業者に対する罰則

処罰対象行為	勧告・命令の対象	罰則	条文
勧告に従わない場合の 命令違反 (34条2項違反)	16条(利用目的による制限) 17条(適正な取得) 18条(取得に際しての利用目的の通知等) 20条(安全管理措置) 21条(従業者の監督) 22条(委託先の監督) 23条(第三者提供の制限) 24条(保有個人データに関する事項の公表等) 25条(開示) 26条(訂正等) 27条(利用停止等) 30条2項(手数料)	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金	56条
中止命令等の違反 (34条3項違反)	16条(利用目的による制限) 17条(適正な取得) 20条(安全管理措置) 21条(従業者の監督) 22条(委託先の監督) 23条1項(第三者提供の禁止)		
報告拒否・虚偽報告 (32条、46条違反)		30万円以下の罰金	57条
両罰規定		30万円以下の罰金	58条



個人情報保護法に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められる場合は、宅地建物取引業法、65条1項(指示)、65条2項(業務停止)、66条1項9号(免許の取り消し)が適用される可能性があります。



■ 附 則

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第十五条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第十六条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十三条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があったものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十三条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十三条第四項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用権限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第四十五条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

附則（平成十五年法律第百十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(その他の経過措置の法令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



## 《解 説》本人の同意に関する経過措置（附則 第2条～第5条）

「本人の同意」については、法施行前に得たものであっても、法に基づく同意があったものとみなされます。なお、法施行前から保有している個人情報については、法施行時に個人情報の取得行為がなく、法第18条（取得に際しての利用目的の通知等）の規定は適用されません。ただし、保有個人データに関する事項の本人への周知については、法施行時に法第24条第1項の措置を講ずる必要があります。

※ 本ガイドラインは「内閣府ホームページ」、経済産業省「個人情報の保護に関する法律について・経済産業分野を対象とするガイドライン」、国土交通省「国土交通省所管分野に係わる個人情報に関するガイドライン」、及び「不動産業における個人情報保護の在り方に関する研究会」資料を参考（引用・抜粋等）に作成しております。

